

## 6 定員及び給与等の適正管理

県の仕事は人的要素に依存する度合いがとりわけ大きいことを考慮するとしても、経常的経費に人件費が多くを占めることから、今後も引き続き、行財政改革の重要な取組課題の一つとして、職員の勤務意欲に十分配慮しつつ、定員及び給与等の適正な管理に努めます。

また、定員の適正管理の観点からも、「県立の大学」、「県立の病院」及び「試験研究機関」を対象として、地方独立行政法人化などの幅広い検討を進めていきます。

### (1) 定員の適正な管理

#### 【見直しの視点】

知事部局等と教育、警察の事務部門については、10年間でおおむね1,500人(10%相当)の削減計画について、既存の県の事業の整理合理化、アウトソーシングの推進、事務処理方法の改善、組織・機構の再編などに引き続き積極的に取り組むことにより、平成11年度から平成20年度までにおおむね3,000人(20%相当)の削減に計画的に取り組めます。

小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校の教職員については、児童生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応に配慮し、引き続き教職員定数等に関する標準法に基づく配置を進めるとともに、本県独自措置の教職員定数の縮減や事務の合理化等に伴う職員定数の削減により、平成11年度から平成20年度までにおおむね1,300人の削減に取り組めます。

新規の行政需要に対しては、原則として職員定数の再配置により対応し、警察官については、治安の維持や警察事象の多様化への的確な対応に配慮しつつ、引き続き組織・人員の効率的運用や業務の合理化に取り組めます。

#### 【平成16年度までに実施・着手する事項】

知事部局等と教育、警察の事務部門での削減目標を効果的に実施するため、短期の定数適正化計画を策定し、削減に取り組む。(毎年度)

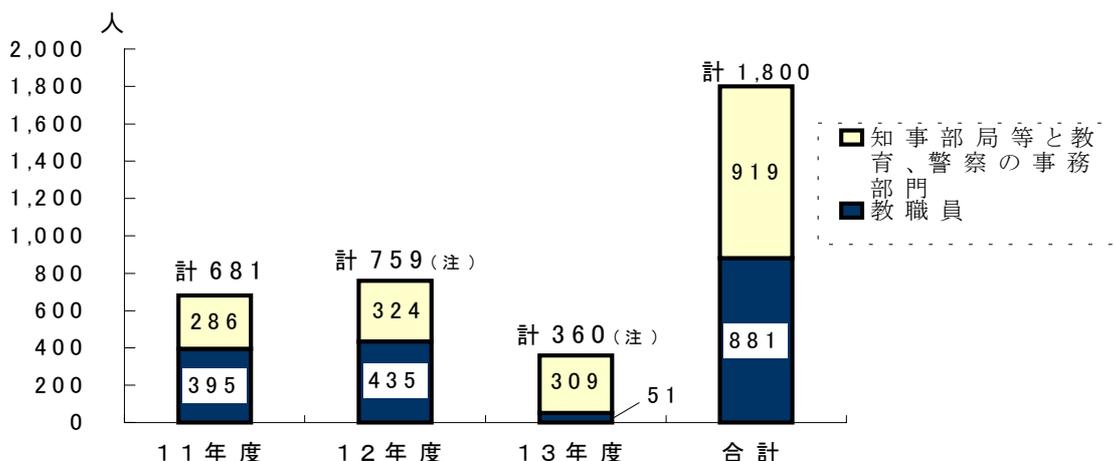
〔計画期間〕平成14年度～平成16年度(3年間)

〔削減目標〕3年間で6%の職員定数の削減

教職員については、平成13年度からスタートした新たな国の教職員配置改善計画に基づいた適正配置を計画的に進めながら、本県独自措置の教職員定数の縮減に取り組む。(毎年度)

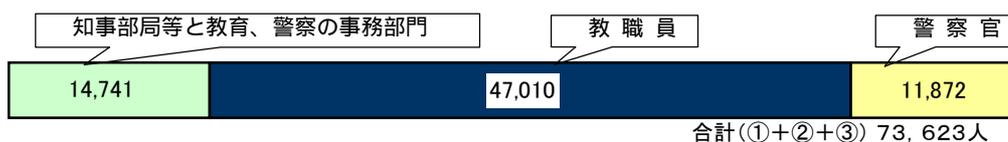
警察官については、法令により定められた定数を確保しながら、組織・人員の効率的運用や業務の合理化に取り組む。(毎年度)

図3 定数削減の状況



(注) 県関係団体への業務移管及び施設の管理運営委託に伴う減を除く。

図4 職員定数の現況 (平成13年4月1日現在)



(参考) P52 表16 参照

## (2) 給与等の適正な管理

### 【見直しの視点】

職員給与については、国、他の地方公共団体との均衡の原則を踏まえながら、公務能率や職員の勤労意欲にも深い関わりをもっているという点も考慮しつつ、社会一般の情勢に適合するよう、第三者機関である人事委員会の報告・勧告を尊重した給与制度を基本として、その適正な管理に努めます。

また、能力、成果重視の給与体系への移行を進めます。

福利厚生施設については、設置目的や社会情勢の変化などを踏まえ、見直します。

### 【平成16年度までに実施・着手する事項】

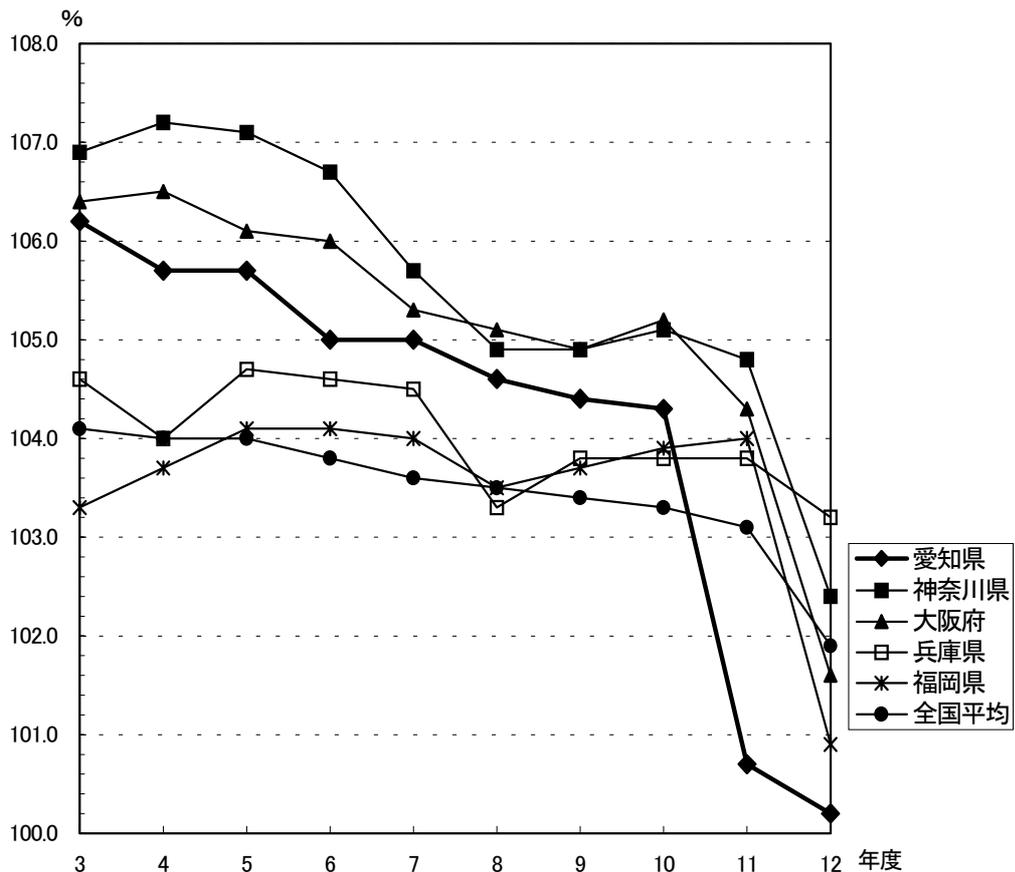
職員の給与の状況は、引き続き定期的に公表する。(毎年度)

職員住宅等の福利厚生住宅については、民間住宅の供給状況等を踏まえ、そのあり方を検討する。当面、施設の老朽化などを考慮し、平成16年度までに総戸数の20%を縮減する。

【平成 20 年度までに検討・実施する事項】

社会一般の情勢に適合するよう、引き続き適時、適切に給与等の見直しを行う。職員がやる気を起こし、組織の活性化につながるよう、職員の能力、勤務成績が適切に反映される給与制度の導入について、平成 17 年度までに検討する。高齢者の昇給停止の年齢について、検討する。

図 5 本県及び類似府県のラスパイレス指数の推移



愛知県	106.2	105.7	105.7	105.0	105.0	104.6	104.4	104.3	100.7	100.2
神奈川県	106.9	107.2	107.1	106.7	105.7	104.9	104.9	105.1	104.8	102.4
大阪府	106.4	106.5	106.1	106.0	105.3	105.1	104.9	105.2	104.3	101.6
兵庫県	104.6	104.0	104.7	104.6	104.5	103.3	103.8	103.8	103.8	103.2
福岡県	103.3	103.7	104.1	104.1	104.0	103.5	103.7	103.9	104.0	100.9
全国平均	104.1	104.0	104.0	103.8	103.6	103.5	103.4	103.3	103.1	101.9

(注) 地方公務員給与実態調査(自治省(現総務省))による。

ラスパイレス指数 ..... 各地方公共団体の職員構成が、基準となる国の職員構成と同一であるものとして算出した地方公共団体の仮定給料総額を、基準団体である国の実給総額で除して得られる指数